第9号議案

ふじみ野市介護保険条例の一部を改正する条例

ふじみ野市介護保険条例(平成17年ふじみ野市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令 和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「31,500円」を「31 ,395円」に改め、同項第2号中「47,200円」を「47,265円」に 改め、同項第3号中「47,200円」を「47,610円」に改め、同項第4 号中「52,200円」を「62,100円」に改め、同項第5号中「63,0 00円」を「69,000円」に改め、同項第6号中「72,400円」を「8 2,800円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15 号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「81,900円」を「89,70 0円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は 第16号イ」に改め、同項第8号中「94、500円」を「103、500円」 に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16 号イ」に改め、同項第9号中「107,100円」を「117,300円」に改 め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同 号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改 め、同項第10号中「113,400円」を「131,100円」に改め、同号 ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に、「6,000, 000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を 「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「119 , 700円」を「144, 900円」に改め、同号ア中「6, 000, 000円 」を「5, 200, 000円」に、「8, 000, 000円」を「6, 200, 000円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ 又は第16号イ」に改め、同項第12号中「126,000円」を「158,7 00円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「6,200,000円 」に、「10,000,000円」を「7,200,000円」に改め、同号イ 中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、 同項第13号中「132,300円」を「165,600円」に改め、同号ア中 「10,000,000円」を「7,200,000円」に、「15,000000円」を「9,000,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、 次号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第14号中「138, 600 円」を「172,500円」に改め、同号ア中「15,000,000円」を「 9,000,000円」に、「20,000,000円」を「11,000,000円」に改め、同号イ中「除く。)」の次に「、次号イ又は第16号イ」を加 え、同項第15号中「144,900円」を「193,200円」に改め、同号 を同項第17号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (15) 次のいずれかに該当する者 179,400円
 - ア 合計所得金額が11,000,000円以上15,000,000円未 満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (16) 次のいずれかに該当する者 186,300円
 - ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未 満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第5条第2項中「1万8,900円」を「1万9,665円」に改め、同条第3項中「1万8,900円」を「1万9,665円」に、「3万1,500円」を「3万3,465円」に改め、同条第4項中「1万8,900円」を「1万9,665円」に、「4万4,100円」を「4万7,265円」に改める。

第7条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、 第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改め、同 条第4項を削る。

第13条の見出し中「の設置」を削り、同条中「設置する」を「置く」に改める。

附則第6項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のふじみ野市介護保険条例の規定は、令和6年度以後 の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料につい ては、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定による介護保険事業の見直し等に伴い、第1号被保険者の保険料率等を改定するため、ふじみ野市介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67

号) 第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。